

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 2月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 2月26日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	岩 永 政 則
委員	河 野 龍 二		

欠席委員

委員 西 岡 克 之

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	荒 木 重 臣
企画財政部長	久保平 敏 弘	教 育 次 長	帯 田 由 寿
建設産業部長	緒 方 哲	住 民 福 祉 部 長	森 川 寛 子
健康保険部長	中 山 庄 治	水 道 局 長	濱 伸 二
会 計 管 理 者	谷 本 清	総 務 課 長	山 本 昭 彦

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成30年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 12時10分

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。本日は西岡委員が欠席の届けが出ておりますが、定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。3月6日招集の平成30年第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。まずはじめに議長の御挨拶をお願いします。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は大変すばらしい天気にも恵まれまして、青空に梅の花がひととき映える季節となりました。また、平昌オリンピックでは日本選手の活躍が大変話題となっております。次のオリンピックでも活躍を期待するところでございます。

さて、いよいよ3月定例会議が開催されます。定例会議では、来年度の予算等重要な議案が審議にされます。白熱した議論、審議を期待するものであります。簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に吉田町長に御挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さん改めましておはようございます。今、議長の方からお話がありましたように平昌オリンピックも冬季オリンピックでは、最多の13個というメダルでございました。数々のドラマがありまして皆さん方も感動するシーンが数々あったのではないかなというふうに思っております。そういう中で今日御覧のとおり随分春の陽気となってまいりまして、春ももう目の前かなというふうなことでございます。また、今日は大変御多忙の中、第1回定例会に係ります議会運営委員会を開催をしていただきまして、まことにありがとうございます。今回の定例議会では専決処分の議案が2件、条例の制定が1件、そして条例の改正議案が19件、補正予算の議案が5件、平成30年度の各会計の当初予算の議案が8件、人事案件が1件ということで合計36件の議案ということで、いつも春はこういった長丁場の議案数も多いということでございますけれども、皆さん方におかれましては、しかるべき決定をしていただきますようお願いをいたします。議案内容につきましてはこの後、所管をしております部長の方から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、まず、提出予定議案について関係部局長より概要の説明をお願いいたします。まず総務関係について

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。総務部は今回8議案を予定しております。まず、議案第4号長

与町防災会議条例の一部を改正する条例でございますが、これは近年の多様化する災害発生状況を勘案し、専門的知見を有する有識者を防災会議委員として構成することにより、町の防災体制の更なる強化を図るものでございます。

次に議案第5号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは附属機関として、長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会を新たに追加するものでございます。

次に議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは特別職の職員で非常勤のものに対する通勤費用相当分の費用弁償を支給することとし、また、保育専門員の報酬額について見直しを行い、附属機関の委員について新たに追加するものでございます。

次に議案第7号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

次に議案第8号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは特別職の国家公務員の給与改定に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

次に議案第9号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても特別職の国家公務員の給与改定に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

次に議案第29号平成30年度長与町駐車場事業特別会計予算でございますが、これは予算総額を791万1,000円とするもので、これは対前年度比約12.4%、87万5,000円の増となっております。

次に議案第36号、人権擁護委員の推薦についてでございますが、これは任期満了に伴う推薦のためでございます。

以上、総務部の8議案でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に企画財政部関係について

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。続きまして、企画財政部所管でございます。まず、第2号議案平成29年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、内容といたしましては、ふるさと長与応援寄附金の増加に伴う歳入歳出予算の補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

続きまして第10号議案長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例。内容といたしましては、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行う他、

規定の整備を行うものでございます。

続きまして第23号議案平成29年度長与町一般会計補正予算（第6号）でございます。内容といたしましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億9,699万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億4,239万3,000円とするものでございます。

続きまして第28号議案平成30年度長与町一般会計予算。内容といたしましては予算総額を122億5,454万3,000円とするものでございます。対前年度比0.4%、5,324万3,000円の増となっております。

以上4議案でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に住民福祉部関係について。

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは住民福祉部所管の議案につきまして御説明を申し上げます。議案が2件です。まず、議案第14号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、上位法である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第15号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございます。高齢者に関する事業につきまして、高齢者のニーズと時代に即した事業への総合的な見直しを行うこととし、今回、敬老祝金の支給額について変更を行うものでございます。

以上2件でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に健康保険部関係について。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆さん、おはようございます。健康保険部では条例8件、予算関係が5件でございます。計13件の議案を上程いたす予定でございます。まず議案第3号、長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。制定の内容は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、新たに条例を制定するものでございます。

次に議案第11号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容は地方税法の一部改正により、課税額の記載について所要の改正を行うもので

ございます。

次に議案第12号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例。国民健康保険の都道府県単位化に伴い、所要の改正を行う他、規定の整備を行うものでございます。

次に議案第13号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。改正の内容といたしまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する条例の施行に伴い、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受ける被保険者の取り扱いについて所要の改正を行うものでございます。

次に議案第16号長与町介護保険条例の一部を改正する条例。平成30年度から平成32年度までの介護保険料等の所要の改正を行うものでございます。

次に議案第17号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により所要の改正を行うものでございます。

次に議案第18号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第19号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により所要の改正を行うものでございます。

次に議案第24号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億1,591万1,000円を減額し、補正後の予算総額を47億4,576万円とするものでございます。

次に議案第25号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ635万円を追加し、補正後の予算総額を4億7,183万3,000円とするものでございます。

次に議案第30号平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算。予算総額を39億9,289万2,000円とするもので、対前年度比約17.7%、8億5,754万3,000円の減でございます。

次に議案第31号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。予算総額を4億9,564万円とするものでありまして、対前年度比6.6%、3,079万2,000円の増でございます。

最後に議案第32号平成30年度長与町介護保険特別会計予算。保険事業勘定の予算総額を28億7,561万7,000円、対前年度比8.7%、2億7,422万7,000

0円の減でございます。介護サービス事業勘定では、予算総額を2,683万4,000円対前年度比約13%、309万6,000円の増でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に建設産業関係について。

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部では議案6件でございます。

まず議案第1号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてですが、和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年12月18日に専決処分したもので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次に議案第20号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第21号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、公営住宅法施行令及び住宅地区改良施行令の一部を改正する政令、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第22号長与町都市公園条例の一部を改正する条例についてですが、都市緑地法等の一部を改正する法律、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行により、都市公園法施行令に規定されていた運動施設の建蔽率が参酌基準化したことに伴い、これを条例で定めるとともに規定の整備を行うものでございます。

次に議案第26号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億406万6,000円を減額し、補正後の予算総額を9億3,350万2,000円とするものでございます。

次に議案第33号、平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についてですが、予算総額を7億8,015万3,000円とするもので、対前年度比約24.6%、2億5,408万3,000円の減でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に水道局関係について。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。水道局所管では3議案をお願いいたします。議案第27号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、既定の予算の下水道事業費用を5,500万減額し、補正後の下水道事業費用総額を9億7,090万5,000円、資本的収入を2億1,481万9,000円減額し、補正後の資本的収入総額を1億2,136万3,000円、資本的支出を2億813万2,000円減額し、補正後の資本的支出総額を4億2,756万6,000円とするものでございます。

次に議案第34号平成30年度長与町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出において7億9,853万2,000円の収入に対し、支出は7億3,770万3,000円。資本的収入及び支出におきましては2億4,586万円の収入に対し、支出は5億9,251万1,000円とするものでございます。

最後に議案第35号平成30年度長与町下水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の収入で10億2,731万7,000円に対し、支出では9億9,552万9,000円。資本的収入及び支出の収入で4億114万4,000円に対し、支出では6億8,185万4,000円とするものでございます。

以上3議案でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長(喜々津英世委員)

次に一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長(谷本圭介君)

おはようございます。一般質問につきましては、通告者11名、質問件数23件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付のとおりでございます。

請願、陳情につきましては、請願は1件、陳情はゼロ件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。

○委員長(喜々津英世委員)

続いて、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第4号、議案を省略いたしますが、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第23号、第28号、第29号、以上であります。

次に産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第3号、第11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、第20号、第21号、第22号、第24号、第25号、第26号、第27号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、それから請願1号、以上が産業厚生常任委員会に付託する案件と考えています。それから本会議即決については、議案第1号、同じく第2号、第36号、以上の3件を予定をいたしております。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。

続いて会期日程案について、説明させます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては、3月6日火曜日から3月23日金曜日までの18日間で、6日火曜日、議長報告、行政報告、施政方針説明、議案上程、これは提案理由説明まで、そして議員全員協議会。7日水曜日一般質問。8日木曜日一般質問。9日金曜日一般質問、議案審議、質疑、付託または即決。10日土曜日、11日日曜日休会。12日月曜日付託案件審査。13日火曜日付託案件審査。14日水曜日付託案件審査。15日木曜日付託案件審査。16日金曜日付託案件審査。17日土曜日、18日日曜日は休会でございます。19日月曜日付託案件審査。20日火曜日付託案件審査。21日水曜日は休会でございます。22日木曜日付託案件審査予備日。23日金曜日委員長報告そして採決。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りをいたします。

会期日程案については、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第1回定例会の会期日程については、以上のとおり決定することにいたしました。

その他の案件について何かございませぬか。無いようですので、執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。事件番号（1）の件につきましては、ただいま御承認をいただいたところであります。18日間という会期でありますので、ひとつそれぞれの常任委員会での審査よろしくお願いいたします。

（2）のその他について、これから協議をしていきたいと思っておりますが、皆様のお手元にA4の横書きの30年度の議会スケジュール表、予定ということで、これは裏表刷りで載っております。それからもう1つ平成30年度の長与町議会議員研修計画という毎年、年当初の議会運営委員会で概ねこの予定を決めとくというのが今までの通例でありますので、それに基づいて御提案をさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

谷本局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

それでは別紙の資料で横書きの分ですね、こちらが平成30年度の議会スケジュール表の予定ということで作成をさせていただいております。通常どおり基本的には4回定例会でございますけれども、前月の第4月曜日に議会運営委員会を開きまして、そして、定例会の月、第1火曜日それを本会議の開催ということで予定をいたしております。これはあくまでも予定でございますので提案の議案数とかあるいは諸問題等の調整によりまして日程の方は変更になるかと思っておりますので、参考までに御覧をいただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

平成30年度の予定が今、事務局から説明をされ、これは29年度と全く考え方は変わっておりませんので、暦にあてはめてそれぞれ御提案をさせていただいております。この件では特に何もございませんか。このようなことで、スケジュールは概ね決定をさせていただくことにいたしたいと思っております。次にA4の縦長で、議会議員研修計画案というのがあります。これについて説明をお願いいたします。

谷本局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

別紙の方A4の縦長でございますので、御覧をいただきたいと思っております。平成30年度の議会議員研修計画の案ということでございます。上の段が研修項目ということで、正副議長研修をはじめ一般議員研修そして委員長の研修、それと実務研修、課題研修等が予定をされております。下の段になりますけれども、こちらは国際文化アカデミーの研修一覧ということで、今のところ分かっているものを載せさせていただいております。それと資料はございませんけれども、研修の案内の方がいくつか来ておまして、締め切りが平成30年3月13日までというのが2件ほどございます。1つが市町村議会の議員研修2日間コースということで、住民とのコミュニケーションについてという研修がございます。もう1つが同じく2日間のコースということで、自治体決算の基本と実践ということでの御案内が来ておりますので、希望される方がある場合は早目に申し出をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明が終わりました。特にここで未定としておる中で、上から3番目、長与町議会議員研修会が長与町議会として独自の研修であります。研修のテーマについてはそれぞれ基本的には、基本条例に基づいて、研修要綱を決めております。その中で、講師、テーマは、議長がその都度定めるとしておりますけれども、できればこの議運とかでそういう何かこういうテーマでどうだろうかというものがあればまず、そういったものも出し合っていければなというふうに思っております。今ここですぐどうこうということではありませんけれども、例年これは議長も事務局も非常に頭を悩ましてるところだと

思いますので、まだ今日テーマまで決定ということではありませんけれども、過去のテーマ等一覧表を作った上で、また再提示をさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいですか。恐らく郡の正副議長会の研修もまだ未定だろうと思います。それと下の方が国際文化アカデミー研修一覧、それぞれここに2日間コース、3日間コースなっております。昨年も恐らく6人ぐらいは研修に参加をしていただいたと思うんですが、これについては事務局としては今度全協でこれも出して参加希望者を募るということで行くんですかね。そのようなことになるようでありますので、今期のあと残りは1年ありますけれども、奮って参加をしていただくようお願いをしたいと思います。

暫時休憩をします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

まず、前々回の議会運営委員会で全協で議員の皆さんから出された意見等を基にして検討した上で、最終的にいろいろ金額を入れるべきだというのは一致したんですが、300万でいだろうという方が2人おられた。150万とか100万とかいろんな議論があったわけですが、これを最終的にこれはやったのかな。まだ、やってない。

暫時休憩して今から資料をお配りをします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。いろいろ御議論をいただきました。先程河野委員からそういう金額は300万という額を確定したものだということじゃなくて、それぞれ出された額の1つであるということを知るように、議運の協議経過等を踏まえて資料を出すということで、私もそういうふうにしたいというふうに思っております。したがって全協の提出資料は、今お配りをした条例の案が抜けておりますけれども、案を加えた上で、このとおり報告をさせていただく。それプラスペーパーを議運の中でのそういう金額の相違とかも聞く。それから全協の意見を踏まえたところの改正したところ、そういったところ分かるようなペーパーを添付をして全協にお諮りをしたい。その上で恐らく発議という形になろうかと思っておりますけれども、提出をさせていただきたいと思います。そういうことで、今言ったこのペーパー3枚で全協に報告をし、意見を聞くということよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように取り計らいたいと思います。

場内の時計で11時まで休憩をいたします。

(休憩 10時43分～11時10分)

○委員長（喜々津英世委員）

大変お待たせをいたしました。休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

今、皆さんのお手元に右の方に全員協議会の意見を踏まえての考え方、再見直し根拠等ということで書いております。これを中心に今日議論を進めていきたいと思っております。まず1番上にこれは堤議員からの意見だったんですが、政治倫理調査特別委員会で個人としての行動と、議員としてではなくて個人としての行動だということが話題になりましたけれども、この倫理条例でそのことに対して条例で対応すべきじゃないかという御意見でありました。ここで私なりに考え方を①、②で押さえておりますけれども、これは後でまた最後は皆さんの意見を聞きたいと思いますが、第1条の目的で町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識しとしています。町政を担う議員及び町長は町民の厳粛な信託、これは選挙で選ばれた公職者であることを謳っており、議員の町政に係る対応は公職者の言動として捉えていると思われま。というのは、議員の町政に係る対応というのは、この前、給食米の問題等については、まさに町政の中の教育委員会行政の中の私会計でありますけれども、給食米という形であります。これも町政の1つとして考えれば、当然これは個人として行動云々ということは言えないということを書いております。他の条例を見てもその旨を特に入れたということはほとんど見当たらない。この市民のあるいは町民の厳粛な信託によるということで一くくりにしておるとというのが現状のようであります。それと、議員の責務、第2条がこれは意見ではなかったんですが、その右側の方の説明の下に①で、当初提案では第6条に長の就任に関する遵守事項を設けていましたが、調査した17議会の中で3議会が採用していました。補助等の交付を受ける団体は数多くあり線引きが難しく削除することが望ましいと判断をした。これは皆さんの意見を聞いてそういうふう。しかし、②が二元代表制の一翼を担う議員は法に従って会議に出席する義務、法律を守る義務、懲罰に服する義務、ちょっと括弧が抜けておりますけれども、やはりこれらを踏まえて第2項に追加をいたしましたということで、議員は地方自治の本旨に従って議員本来の使命達成に努めなければならない。これは他の所でもこういうふうに入れたということ、議員本来の使命達成というのは、先程言いました会議に出席する義務とか、規律を守る義務とか、それから議事機関としてのあるいは監視機関としての議員の役目とかそういったものの使命達成に努めなければならない。地方自治の本旨というのは、この前議長からも若干アドバイスがあつておりましたけれども、団体自治、住民自治というものがあつて、町長と議会の二元代表制そういったことが地方自治の本旨として、これは議員必携にも載っておりますので、その旨をこの前説明したところであります。それから第3条の町民の役割ということで、意見が第3条町民の役割の必要性及び公共の利益を実現する責任を負う。これは非常に重たい、これが必要なのかというのが、これは3人ぐらいでしたか、御意見がありました。しかも、議員の政治倫理条例なのに町民の役割まで書く必要があるのかという意見もありましたので、それに対する考え方をここに書いております。議会基本条例は、町民とともにを基軸として町政及び議会は町民のもの

であることを明らかにし、町民の幸せと町政の発展に貢献しなければならないと定めています。このことは政治倫理条例第1条でも同趣旨の内容を定めております。②が議員は町民全体の奉仕者であることを踏まえ、政治倫理を社会常識として確立するためには議員の努力は当然ながら、町民の町政への参画と協働の面からも理解と協力が不可欠であり、町民の役割を設けましたと。こういうことで、この役割を入れた理由というのをここで明記しております。あとの議会の採用状況はもう省略をいたします。③で公共の利益を実現する責任を負うは高圧的とも取れる表現との意見もあり、この部分を削除し一部修正をしましたというのはこの前説明したとおりであります。それから第4条これは説明書きだけですけれども、別に質疑はなかったんですが、第4条と公職にあるものとはこういうものを言いますよと。正式なこれに国会議員の秘書も公職にあるものとみなされるというふうになってもおりますけれども、敢えてここに分かりやすく理解をしていただくために載せております。

それから次のページ、意見ということで、第4条第4号及び第5条の括弧書きの必要性と。これはこの前、話をして訂正をいたしました。左側の方の4号を見てもらえば町のそのあとの請負契約から後の業務委託までを削除し、そしてその右の特定の業者というのを特定の者を紹介しということで、そういうふうに変更したということで、この前決定をしていただきました。あとはこの決定までの経過を右の方に1から4まで書いております。特に④については町の契約とすることによって、町営住宅の入居契約とか公有財産の売買契約とこういったことも町の契約に関して特定の者を紹介ということにもつながってくる。幅が広がるということで議員の政治倫理という部分では広がるということで、これをつけ加えております。4号を以上のように修正をしたと。これ再確認であります。それから第6条、すいません、第7条になってますけれども、これは前6条を削除した関係で、6条に訂正をお願いします。第6条の50人は多過ぎるということであったんですけれども、これは一応この前このままいこうということで決定をしていただきましたけれども、それを理論構成するのをここに書いております。それと次の第7条第4項の事情聴取は条例の用語としては不適切ではないかということで、これもこの前決定したとおりであります。事情聴取を止めて説明を求めることができるというふうに変更、これも再確認であります。それから第9条の委員会の審査結果で、これも対象議員の申し立てというのに文書でということを追加をいたし、口頭で言いました、いや聞いてませんの水かけ論を防止するためには、文書でしっかりと申し入れをしてもらうということで、これも決定をしたと思います。それから第10条第2項これも左側の方を見てもらえば、議会は前項の議員が同項の措置は自ら講じないときはというのを削除いたしました。これは右の方にも書いてますけれども、例えば②で対象議員が自ら措置を講じないときに限定していましたが、自ら責任を申し出た場合でも、議会としての措置を講ずることができるというふうに変更するためには、自ら講じないときということに限定するのはよろしくないということで、こういうふうに変更をいたします。それか

らこの第10条第3項で、対象議員及び議会の措置の、議会の措置になりますけれども、公表しなければならないというのを公表すると。議会として公表しますよということで、饗庭議員のならない、ならないが非常に多過ぎるということも踏まえて、これは議会としての措置ですからやっぱり公表するというに改めております。次の4ページのこれはまだこの前は議論はしてなかったんですが、これを加えております。それから右側の方中程に意見として、見直し案は新設が多いと。政治倫理条例は罰則規定も無い。議員を律するものでもあり、ここまで詳しくする必要あるのかということに対して、3条、5条、10条、12条、13条が新設というふうになっております。あと、しなければならないという言葉が多過ぎるのではないかとということで、ここでちょっと見てもらいたいの、3ページの特別委員会の措置で、第1項で2行目の後から議会運営委員会に諮問をしなければならないというのを、諮問するというふうにしております。それから第9条で委員会の審査結果が前回問題になりましたけれども、委員会にどこまで権限を持たせるのかというのがありました。ここで第1項に委員会は審査の請求を受けた日から60日以内に審査を終え、議長に対して対象議員に対する議会の措置を含めて審査結果を文書で報告しなければならないと。これを一応提案したいと思います。文書で報告するですね。第2項が下の方2行目の方が、並びに対象議員に通知しなければならないを通知すると。第4項が議長は前項の申立てがあった場合並びに第11条に掲げるを削除して、必要な措置を講ずるものとする。あと、するため議会運営委員会に諮問するとともに全員協議会に諮らなければならないということは削除した。というのは、この9条第1項で対象議員に対する議会の措置も含めて委員会は審査をするよということになってくると、全員協議会も開く必要は無いし、そういう考え方でおります。この9条について皆さん方の御意見を伺いたいと思います。どなたかありませんか。無ければ暫時休憩して自由に議論をしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

第12条の職務関連犯罪による起訴後の説明会、それから第13条の職務関連犯罪確定後の措置、これについては今申し上げましたように、それでもなおかつ議員を続けるという場合には、いわゆる審査請求あるいは特別委員会の審査結果あるいは対象議員及び議会の措置等を踏まえて十分対応できる条文になっておるので、12条、13条は削除しても構わないということで決定したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ありがとうございました。それでは今日も何箇所か皆さんから訂正をしていただきまして、おおよそ今度全員協議会にできるものは固まったと思います。形としては今皆さ

んにやったこういう形でした方が、議員の皆さんも分かりやすいんじゃないかなと思うので、こういうふうな形でさせていただきたいと思います。それから施行規程については、まだ素案であります。当然、条例の条文が変わって条例の番号が変わったりしておりますので、まだ、その前で作とったものですからチェックがまだ私も十分できてないまま提案はさせていただきました。皆さん方もお目通しをいただいて、本来は条例ができるときに施行規程まであった方がいいと思うんですが、まだそこまでいってありませんので、そういうことでお目通しをしていただいて、次の議運のときにまた話を聞かしていただいて、確定をしたいと。条例が確定しないと施行規程も確定できませんので、そういうことで1つ御了承をいただきたいと思っております。12時過ぎました。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。

先程10条第2項の議会はとしておるところを、議長はということに訂正をしたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように訂正をいたします。

この修正した案については全協に諮りますけれども、前もって3月1日に議案書配付になってますので、その日までに各議員のメールアドレスに修正したやつ、町長の専決処分の条例とこの倫理条例合わせてメールアドレスに入れて、事前の読み込みをしていただくと。その鏡文もつけて送りたいと思っております。そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

他に皆さん方から何かありませんか。無ければ本日の議会運営委員会はこれで終わります。お疲れさまでした。

(閉会 12時10分)